

2024年9月24日

株主の皆さまへ

株式会社スカラ

## 第38期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、2024年9月24日開催の第38回定時株主総会において、1株当たり18.75円をお支払いすることを決議し、2024年9月25日より配当金のお支払いを開始させていただきます。当該配当金の原資は、「その他資本剰余金」でありますので、「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますので、その取扱い等についてご説明させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が「みなし配当」の部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれ、「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」の部分は、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご留意いただく必要があります。

なお、以下にご説明いたしますとおり、株主様が保有されている当社の株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主様の個々のご事情によって異なりますので、大変お手数ですが、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署または税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬具

このご説明は、今回の配当金の税務上の取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主様の個々のご事情によってご対応が異なりますので、全てを網羅するものではありません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の調整式を記載しておりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

1. 今回の配当金の税務上の取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・今回の当社配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としての取扱いとなり、税法の規定により「みなし配当」及び「みなし配当以外」に分かれます。
- ・「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。
- ・「みなし配当以外」の部分は、税務上の配当所得ではありませんので、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもならないため、確定申告の際にはご注意ください。
- ・「みなし配当以外」の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

- ・税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
  - ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。
- 今回の配当では、みなし配当額は「2,937,838,877円」、純資産減少割合は「0.094」となります。

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
③みなし譲渡損益	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

【例】当社の株式を1株当たり700円で100株購入していた場合

- ①収入金額とみなされる金額 = 18.75円（1株当たり配当額）×100株 - 2,937,838,877円 × 100株  
= 1,581円（円未満切捨て）
- ②取得価額 = (700円 × 100株) × 0.094（純資産減少割合） = 6,580円（円未満切上げ）
- ③みなし譲渡損益（① - ②） = 1,581円 - 6,580円 = ▲4,999円（この場合は、みなし譲渡損）

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様のご当社の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりとなります。（純資産減少割合は「0.094」となります。）

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{1株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} - \left[ \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合 (「0.094」)}} \right] \\
 \text{1株当たりの調整金額}
 \end{array}$$

【例】当社の株式を1株当たり700円で100株購入していた場合

新しい取得価額=700円×100株-700円×100株×0.094=63,420円（円未満切上げ）

※証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様のご調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

※証券会社の「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合）	0.094 （小数点以下第3位未満切上げ）

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2024年9月25日
その支払に係る基準日における発行済株式総数（自己株式を除く）	17,353,451株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり2,937,388,771円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.094 （小数点以下第3位未満切上げ）
減少した資本剰余金の額	325,377,206円

## 2. その他の参考情報

- (1) 「みなし配当額」について源泉徴収済みですので、原則として確定申告は不要です。(税務上の配当所得として確定申告も可能です。)
- (2) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないため、原則として確定申告が必要になりますが、証券会社によっては計算対象とする場合もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
  - ① 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問合わせください。
  - ② 特定口座の1以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
  - ③ 「取得価額の調整」が必要となります。お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行います。が、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認をお願いいたします。

## 3. 本件に関するご照会先

- (1) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的なお照会  
お取引の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- (2) 税務申告等に関するご照会、ご相談  
最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。
- (3) 本件に関する一般的なご照会  
当社株主名簿管理人  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話：0120-782-031（通話無料）  
受付時間：9時～17時（土・日祝日を除く）

以上